

# 第44号議案

平成30年12月20日

任用給与課  
試験課

東京都人事委員会規則等の一部改正について（会計年度任用職員関係・給与関係等）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則については、別添1のとおり改正し、施行する。

また、下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については申請・協議（別添2）のとおり承認・同意し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の一部改正については申請（別添3）のとおり承認する。

## 記

### Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正（別添1）

- 1 職員の試験及び選考に関する規則の一部を改正する規則
- 2 職員の条件附採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則
- 3 職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則

### Ⅱ 東京都規則等の一部改正（別添2）

- 1 一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 3 東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 4 一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）
- 5 警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正
- 6 東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正
- 7 東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程
- 8 東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程
- 9 東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程
- 10 東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則

- 11 東京都監査事務局処務規程の一部改正
- 12 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正
- 13 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 14 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 15 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 16 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 17 東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 18 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 19 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 20 東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 21 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 22 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 23 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則
- 24 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【協議】
- 25 職員の給与に関する条例第10条第3項第1号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則の一部を改正する規則
- 26 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 27 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 28 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 29 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 30 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 31 特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程（警視庁）

### III 人事委員会承認事項の一部改正（別添3）

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（全任命権者）

## I 東京都人事委員会規則の一部改正

### 1 職員の試験及び選考に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文 目 条	内 容
<b>規 則 の 目 的</b> 第1条	【文言整備】 「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」 →「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」
<b>選考により採用する職</b> 第2条	【会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備】 選考により採用する職に「法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の職」を追加  【規定整備】 「前8号」 → 「前各号」
<b>施 行 期 日</b> 附則	平成32年4月1日

### 2 職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文 目 条	内 容
<b>題 名</b>	【文言整備】 職員の条件付採用の期間の延長に関する規則
<b>規 則 の 目 的</b> 第1条	【文言整備】 「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」 →「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」 「第22条第1項」 → 「第22条及び第22条の2第7項」 「基き」 → 「基づき」 「条件付採用」 → 「条件付採用」
<b>条件付採用の期間の延長</b> 第2条第1項 第2項 第3項（新設）	【文言整備】 「条件付採用」 → 「条件付採用」 「但し」 → 「ただし」 「こえる」 → 「超える」 「終る」 → 「終わる」  【会計年度任用職員の条件付採用期間の延長】 会計年度任用職員について、条件付採用期間の開始後1か月間に実際の勤務日数が15日に満たない場合には15日に達するまで条件付採用の期間を延長（延長の限度は当該職員の任期まで）
<b>施 行 期 日</b> 附則	平成32年4月1日

### 3 職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 目 文	内 容
<b>臨時的任用の要件</b> 第2条	【臨時的任用の要件の改正】 「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」の文言を追加
<b>文 言 整 備</b> 第1条 第2条 第3条	【文言整備】 「第22条第2項」 → 「第22条の3第1項」 「おいては」 → 「該当するときは」 「こえない」 → 「超えない」
<b>施 行 期 日</b> 附則	平成32年4月1日

## II 東京都規則等の一部改正

### 1 一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>題 名</b>	<b>【会計年度任用職員制度導入に伴う改正】</b> 「一般職非常勤職員の任用等に関する規則」 →「会計年度任用職員の任用等に関する規則」
<b>趣 旨</b> 第1条	<b>【会計年度任用職員制度導入に伴う規定整備】</b> 「第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員」 →「第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員」
<b>定 義</b> 第2条第1号	<b>【会計年度任用職員制度導入に伴う職の基準の改正】</b> (現行) ○ 一般職非常勤職員 一会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者(これに相当する者を含む。) ・ 1月当たりの勤務日数がおおむね11日から16日まで ・ 1月当たりの勤務時間がおおむね85時間15分から124時間まで ・ 1日の勤務時間が5時間30分から7時間45分まで  (改正後) ○ 会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期を通じて、次に掲げる要件を全て満たす者(これに相当する者を含む。) ・ 1週間当たりの勤務時間が31時間以内 ・ 1日の勤務時間が7時間45分以内
<b>任 用</b> 第4条第5項第1号  第7項第3号	<b>【公募によらない再度任用ができる場合の規定整備】</b> ○ 「前年度に設置されていた職について、 <u>前年度に当該職に任用されていた者を当該職への任用の選考の対象とする場合</u> 」 → 「前年度に設置されていた職又は当年度に設置されている職(以下「 <u>当該職</u> 」という。)に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合」 ○ 「前年度」 → 「前年度及び当年度」
<b>任 期</b> 第5条第1項  第2項(新設)	<b>【会計年度任用職員の任期】</b> 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で局長が定める。  <b>【会計年度任用職員の任期の更新に係る規定整備】</b> 任期が会計年度の末日までの期間に満たない場合には、勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

<p><b>文 言 整 備</b></p> <p>第3条 第4条第1項 第2項 第3項 第8項 第6条</p>	<p>【会計年度任用職員制度導入に伴う文言整備】</p> <p>「一般職非常勤職員」 → 「会計年度任用職員」</p>
<p><b>施 行 期 日</b></p> <p>附則第1項</p>	<p>平成32年4月1日</p>
<p><b>施 行 に 伴 う 措 置</b></p> <p>附則第2項  附則第3項</p>	<p>○ 施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職と同一の職務内容と認められる職は、公募によらない再度任用ができる職とみなす。</p> <p>○ 前項の職に任用された職員の公募によらない再度任用の回数は、総務局長が別に定める。</p>

2 東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

3 東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

4 一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）

5 警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正

6 東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正

7 東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

8 東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

9 東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

「Ⅱ」の「1」と同様の改正を行う。

## 10 東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
非常勤職員の任用 第20条	【会計年度任用職員制度導入に伴う規定整備】 「第17条の規定に基づき任用する非常勤職員」 →「第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員」
施行期日 附則	平成32年4月1日

## 11 東京都監査事務局処務規程の一部改正

## 12 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正

「Ⅱ」の「10」と同様の改正を行う。

## 13 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入及び結婚休暇の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
新たに条例等の適用を受ける職員の年次有給休暇の付与 第12条第3項	【会計年度任用職員制度導入に伴う改正】 「一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則」 →「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」
慶弔休暇 第24条第3項	【結婚休暇の取得始期の柔軟化】 結婚休暇の取得始期である「結婚の日」は、婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日とする。
休暇等の申請 第29条第2項 第3項	【結婚休暇の申請期間についての要件を撤廃】 「結婚の日後1週間を経過する日までに限る」とする規定を廃止 【規定廃止に伴う項ずれ等】 「第4項」→「第3項」 「前2項」→「前項」
施行期日 附則第1項	平成31年1月1日 規則名の改正規定は平成32年4月1日から施行
施行に伴う措置 附則第2項 附則第3項	○ 年次有給休暇の付与日数の計算に当たり、平成32年3月31日に一般職非常勤職員であった者は会計年度任用職員として扱う。 ○ 結婚の日と申請日が共に平成31年1月1日以後である場合に改正後の規則を適用し、いずれかが平成31年1月1日前である場合には従前の例による。

#### 14 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「13」と同様の改正を行う。

#### 15 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
<b>題 名</b>	【会計年度任用職員制度導入に伴う改正】 「一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則」 →「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」
<b>趣 旨</b> 第1条	【会計年度任用職員制度導入に伴う規定整備】 「一般職非常勤職員」 →「地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員」
<b>勤 務 時 間</b> 第2条第1項 第2項	【会計年度任用職員の勤務時間】 ○ 1日につき7時間45分を上限とし、任期を通じて1週間当たり31時間以内で任命権者が設定 ○ 職務の性質により特別の勤務形態が必要な場合は別に定める。
<b>勤 務 日 の 割 振 り</b> 第3条	【会計年度任用職員の勤務日の割振り】 4週間ごとに勤務しない日が4日以上となるよう勤務日を割り振る。
<b>船員の勤務時間等の特例</b> 第7条	【会計年度任用職員の船員の勤務時間の上限】 「28時間37分」→「31時間」
<b>超 過 勤 務</b> 第8条	【規定整備】 「第3条第2項」を削除

# 年次有給休暇

第12条第1項

別表第1

第2項  
別表第2

第3項  
別表第3

## 【会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数】

勤務日数が次のA～Cの場合を追加

A：週2日、月7～10日又は年73～120日

B：週1日、月4～6日又は年48～72日

C：月4日未満又は年48日未満

※ 週4日以上又は年169日以上＝現行月15・16日

週3日又は年121～168日＝現行月11～14日として取り扱う。

(1) 在職期間に応じた年度当初の付与日数

都の 在職期間	1年 未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年 以上
A	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
B	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
C	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日

(2) 年度途中に採用された場合の付与日数

任期	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
A	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日
B	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日
C	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日

(3) 職員であった者が年度途中に引き続き新たな職に採用された場合の新たな付与日数

・ Aの場合

任期 都の 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日
1年	4日	4日	4日	4日	4日	4日	2日	2日	1日	0日	0日	0日
2年	4日	4日	4日	4日	4日	4日	2日	2日	1日	0日	0日	0日
3年	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日	0日	0日	0日
4年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日	0日	0日	0日
5年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日	0日	0日	0日
6年以上	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	1日	0日	0日	0日

・ Bの場合

任期 都の 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日
1年	2日	2日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	0日	0日	0日	0日
2年	2日	2日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	0日	0日	0日	0日
3年	2日	2日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	0日	0日	0日	0日
4年	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日
5年	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日
6年以上	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日

・ Cの場合：都の在職期間及び任期に関わらず0日

	<p>【年次有給休暇の付与日数計算】</p> <p>任用日の2年以上前に付与された年次有給休暇の日数については、付与計算の対象から除外することを明確化</p> <p>【文言整備】</p> <p>「一月当たり」→「所定」</p> <p>「別表第2」→「別表第1」 「別表第3」→「別表第2」</p> <p>「別表第4」→「別表第3」</p> <p>「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職」 →「いずれかの職（会計年度任用の職を除く。）」</p> <p>「一般職の非常勤」→「会計年度任用」</p> <p>「職員に任用された日」→「新たに職員に任用された日」</p> <p>「付与された」→「付与されていた」</p>
<p><b>年次有給休暇の単位</b></p> <p>第13条第3項 第4項</p>	<p>【特別な勤務形態の職員の年次有給休暇の単位】</p> <p>勤務日ごとの勤務時間数が異なる職員が1時間又は半日単位で取得した年次有給休暇の換算は、総務局長が別に定める。</p>
<p><b>年次有給休暇の繰越し</b></p> <p>第14条第1項</p>	<p>【文言整備】</p> <p>「一般職の非常勤」→「東京都の会計年度任用」</p> <p>「別表第2」→「別表第1」</p>
<p><b>特別休暇</b></p> <p>第15条第2項（新設）</p>	<p>【特別休暇を取得できる職員】</p> <p>子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を取得できる会計年度任用職員は、勤務日数が週3日以上、月11日以上又は年121日以上の者に限定</p>
<p><b>子どもの看護休暇</b></p> <p>第21条</p>	<p>【子どもの看護休暇を時間単位で取得できる職員】</p> <p>子どもの看護休暇を時間単位で取得できる会計年度任用職員は、勤務時間が1日4時間以上の者に限定</p>
<p><b>夏季休暇</b></p> <p>第24条第2項 別表第4</p>	<p>【会計年度任用職員の夏季休暇の承認日数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合：3日</li> <li>・ 週3日、月11～14日又は年121～168日の場合：2日</li> </ul> <p>【特別な勤務形態の職員の夏季休暇】</p> <p>勤務日ごとの勤務時間数が異なる職員の夏季休暇は、総務局長が別に定める。</p> <p>【文言整備】</p> <p>「一月当たり」→「所定」 「別表第5」→「別表第4」</p>
<p><b>短期の介護休暇</b></p> <p>第25条</p>	<p>【短期の介護休暇を時間単位で取得できる職員】</p> <p>短期の介護休暇を時間単位で取得できる会計年度任用職員は、勤務時間が1日4時間以上の者に限定</p>

<b>介護休暇を承認することができる職員</b> 第 27 条第 3 号 (新設)	<b>【介護休暇を取得できる会計年度任用職員】</b> 介護休暇を取得できる会計年度任用職員の要件として勤務日数が週 3 日以上、月 11 日以上又は年 121 日以上を追加
<b>介 護 時 間</b> 第 28 条	<b>【文言整備】</b> 「一般職の非常勤の職員として」→「会計年度任用の職にあつて」
<b>介護時間を承認することができる職員</b> 第 29 条	<b>【介護時間を取得できる会計年度任用職員】</b> 介護時間を取得できる会計年度任用職員の要件として以下の 2 点を追加 ① 勤務日数が週 3 日以上、月 11 日以上又は年 121 日以上 ② 勤務時間が一日当たり 6 時間 15 分以上
<b>特別休暇等の特例</b> 第 31 条 (新設)	<b>【特別休暇の同一年度内の取扱い】</b> 同一年度中に、常勤職員等から会計年度任用職員になった場合又は会計年度任用職員として任期が更新された場合、その年度において既に取得した特別休暇等は現に在職する職において取得したものとみなす。
<b>1 時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等</b> 第 32 条	<b>【特別な勤務形態の職員の特別休暇の換算】</b> 勤務日ごとの勤務時間数が異なる職員が 1 時間単位で取得した子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の日への換算は、総務局長が別に定める。 <b>【規定の新設に伴う条ずれ】</b> 「第 31 条」→「第 32 条」
<b>休 暇 等 の 申 請</b> 第 33 条	<b>【規定の新設に伴う条ずれ等】</b> 「第 32 条」→「第 33 条」 「第 25 条まで」を削除
<b>施 行 期 日</b> 附則第 1 項	平成 32 年 4 月 1 日
<b>施行に伴う措置</b> 附則第 2 項	改正前の規則による介護時間の取得の初日は改正後の規則による介護時間の取得の初日とみなす。

16 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

17 東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

18 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

19 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

20 東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

「Ⅱ」の「15」と同様の改正を行う。

## 21 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
<b>条例第2条第1号イ(3)の東京都規則で定める非常勤職員</b> 第3条(新設)	<b>【育児休業をすることができる非常勤職員】</b> 育児休業を取得できる非常勤職員の要件として勤務日数が週3日以上、月11日以上又は年121日以上を追加
<b>条例第13条第1号口の東京都規則で定める非常勤職員</b> 第8条の2(新設)	<b>【部分休業をすることができる非常勤職員】</b> 部分休業を取得できる非常勤職員の要件として以下の2点を追加 ① 勤務日数が週3日以上、月11日以上又は年121日以上 ② 勤務時間が一日当たり6時間15分以上
<b>給与等の減額</b> 第10条第2項	<b>【文言整備】</b> 「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」 →「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」 「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」 →「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」
<b>文言整備</b> 第3条の2 第3条の3	<b>【規定の新設に伴う条ずれ】</b> 「第3条」→「第3条の2」 「第3条の2」→「第3条の3」
<b>施行期日</b> 附則	平成32年4月1日

## 22 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
<b>題名</b>	<b>【会計年度任用職員への期末手当の支給に伴う改正】</b> 「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」 →「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」
<b>第一種報酬</b> 第6条第2項	<b>【第一種報酬額の改定】</b> 任命権者が認める場合は、4月1日以外に改定できる旨を規定

**期末手当の支給対象外職員**

第17条（新設）

第1項

第2項

**【期末手当を支給されない会計年度任用職員】**

- 基準日（6月1日及び12月1日）に在職している者で、基準日現在、以下に該当する者
  - ① 一会計年度において同一の任命権者に任用される期間が通算して6月未満
  - ② 基準日付採用者
  - ③ 心身の故障、災害による生死不明又は所在不明等で休職中の者
  - ④ 刑事休職中の者
  - ⑤ 停職中の者
  - ⑥ 専従休職中の者
  - ⑦ 育児休業中の者
  - ⑧ 地方自治法第252条の17の規定により派遣中の者
  - ⑨ 上記のほか、任命権者が別に定める者
- 基準日前1か月以内の退職者又は死亡者から除かれる者
  - ・ 退職、失職、又は死亡の日において、上記④～⑦、⑨のいずれかに該当した者
  - ・ 分限免職された者
  - ・ 欠格条項により失職した者
  - ・ 懲戒免職された者
  - ・ 条例の適用を受けていた者で、退職後新たに条例の適用を受けることとなった者

**期末手当の支給割合**

第18条（新設）

**【期末手当の支給割合】**

支給期間（基準日以前6か月以内）における在職期間の区分に応じ、常勤職員と同様に定める割合

（参考：「職員の期末手当に関する規則」第3条の表）

在職期間	支給割合
150日以上	100/100
135日以上150日未満	90/100
120日以上135日未満	80/100
105日以上120日未満	70/100
90日以上105日未満	60/100
60日以上 90日未満	50/100
30日以上 60日未満	30/100
1日以上 30日未満	10/100
0日	0

<p><b>期末手当の支給割合算定に係る在職期間</b></p> <p>第19条（新設）</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p>	<p><b>【在職期間の算定方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について、日を単位として計算</li> <li>○ 除算期間については、それぞれ定める割合を乗じて得た期間を除算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停職期間 10割</li> <li>・ 専従休職期間 10割</li> <li>・ 職務専念義務を免除された期間 10割 (非常災害による交通遮断等に該当する期間を除く。)</li> <li>・ 病気休職等、刑事休職期間 5割</li> <li>・ 育児休業期間 5割</li> <li>・ 任命権者が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間 任命権者が別に定める割合</li> <li>・ 勤務時間の一部において、上記の事由により勤務しなかった期間 任命権者が別に定める期間</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>在職期間の通算</b></p> <p>第20条（新設）</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p>	<p><b>【通算される者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の者から引き続き会計年度任用職員となった場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与条例又は学校職員給与条例の適用を受けていた者</li> <li>・ 特に任命権者が定める者</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【通算方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異なる任命権者に任用された期間は通算しない。</li> <li>○ 在職期間の算定は、任命権者が別に定める場合を除き、前条の規定を準用</li> </ul>
<p><b>期末手当基礎額の意義</b></p> <p>第21条（新設）</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p>	<p><b>【期末手当基礎額】</b></p> <p>月額報酬を受ける者：第一種報酬(超過勤務手当相当の報酬を除く。)の額 日額又は時間額報酬を受ける者：第一種報酬の額を月額に換算した額 (上記によらない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準日前1か月以内に退職・失職・死亡した者 退職・失職・死亡した日の前日における当該者が受けるべき第一種報酬に基づく期末手当基礎額</li> <li>○ 基準日に労働者災害補償保険法等に基づき休業補償等を受けている者 当該者の第一種報酬(減額されている場合は減額後の額)に基づく期末手当基礎額</li> <li>○ 基準日に懲戒処分による減給期間中の者 減給後の第一種報酬に基づく期末手当基礎額</li> <li>○ 基準日に育児休業中の者 基準日における当該者が受けるべき第一種報酬に基づく期末手当基礎額</li> <li>○ 任命権者が別に定める者 任命権者が別に定める期末手当基礎額</li> </ul>

<b>期末手当の支給日</b> 第22条（新設） 第1項 第2項 第3項	<b>【期末手当の支給日】</b> ○ 6月期：6月30日（任命権者が別に定める場合は12月10日） 12月期：12月10日 ・ 支給日が土曜日又は日曜日のときは、直前の営業日 ・ 非常災害等により支給日に支給できない場合は、別に定める支給日
<b>期末手当基礎額の端数計算</b> 第23条（新設）	<b>【期末手当基礎額の端数処理】</b> 1円未満端数切捨て
<b>委 任</b> 第24条（旧第18条）	<b>【任命権者が定める必要な事項】</b> 任命権者が定める事項に、期末手当を追加
<b>文 言 整 備</b> 第1条  第6条第3項 第4項 第10条第1項 第15条第1項 第2項 第16条第1項 第2項	<b>【会計年度任用職員制度導入に伴う文言整備】</b> 「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」 →「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」  「一般職非常勤職員」→「会計年度任用職員」  <b>【文言整備】</b> 「第3条第3項第3号に規定する」→「第3条第3項第3号に掲げる」
<b>本 体 附 則</b> 第2項 第3項（削除）	対象者不在に伴う規定削除
<b>施 行 期 日</b> 附則	平成32年4月1日  第6条第2項ただし書及び附則の改正規定は平成31年4月1日から施行

## 23 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<b>設 置</b> 第2条	<b>【条例改正に伴う規定整備】</b> 任用根拠規定の削除

<p><b>年次有給休暇の付与</b> 第20条第1項 第2項 第4項第3号</p>	<p>【規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「在職期間」 → 「第二十条在職期間」</li> <li>○ 「地方公務員法」 → 「法」</li> <li>○ 「日勤講師に任用された日」 → 「新たに日勤講師に任用された日」</li> <li>○ 「付与された」 → 「付与されていた」</li> <li>○ 「地方公務員の育児休業等に関する法律」 → 「育児休業法」に読替え</li> </ul>
<p><b>介 護 休 暇</b> 第22条第3項第1号</p>	<p>【規定整備】</p> <p>「在職期間」 → 「第二十条在職期間」</p>
<p><b>介 護 時 間</b> 第22条の2第2項 第3項</p>	<p>【規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「一般職の非常勤の職員として」 → 「会計年度任用の職にあつて」</li> <li>○ 「在職期間」 → 「第二十条在職期間」</li> </ul>
<p><b>期末手当の支給対象外職員</b> 第30条（新設） 第1項  第2項</p>	<p>【期末手当を支給されない日勤講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準日（6月1日及び12月1日）に在職している者で、基準日現在、以下に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 心身の故障、災害による生死不明又は所在不明等で休職中の者</li> <li>② 刑事休職中の者</li> <li>③ 停職中の者</li> <li>④ 専従休職中の者</li> <li>⑤ 育児休業中の者</li> <li>⑥ 地方自治法第252条の17の規定により派遣中の者</li> <li>⑦ 上記のほか、教育長が別に定める者</li> </ul> </li> <li>○ 基準日前1か月以内の退職者又は死亡者から除かれる者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職、失職、又は死亡の日において、上記②～⑤、⑦に定める者のいずれかに該当した者</li> <li>・ 分限免職された者</li> <li>・ 欠格条項により失職した者</li> <li>・ 懲戒免職された者</li> </ul> </li> </ul>

<p><b>期末手当の支給割合</b> 第31条（新設）</p>	<p><b>【期末手当の支給割合】</b> 支給期間（基準日以前6か月以内）における在職期間の区分に応じ、常勤職員と同様に定める割合 (参考：「学校職員の期末手当に関する規則」第3条の表)</p> <table border="1" data-bbox="544 324 1283 869"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150日以上</td> <td>100/100</td> </tr> <tr> <td>135日以上150日未満</td> <td>90/100</td> </tr> <tr> <td>120日以上135日未満</td> <td>80/100</td> </tr> <tr> <td>105日以上120日未満</td> <td>70/100</td> </tr> <tr> <td>90日以上105日未満</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>60日以上 90日未満</td> <td>50/100</td> </tr> <tr> <td>30日以上 60日未満</td> <td>30/100</td> </tr> <tr> <td>1日以上 30日未満</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>0日</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	支給割合	150日以上	100/100	135日以上150日未満	90/100	120日以上135日未満	80/100	105日以上120日未満	70/100	90日以上105日未満	60/100	60日以上 90日未満	50/100	30日以上 60日未満	30/100	1日以上 30日未満	10/100	0日	0
在職期間	支給割合																				
150日以上	100/100																				
135日以上150日未満	90/100																				
120日以上135日未満	80/100																				
105日以上120日未満	70/100																				
90日以上105日未満	60/100																				
60日以上 90日未満	50/100																				
30日以上 60日未満	30/100																				
1日以上 30日未満	10/100																				
0日	0																				
<p><b>期末手当の支給割合算定に係る在職期間</b> 第32条（新設） 第1項 第2項  第3項</p>	<p><b>【在職期間の算定方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例の適用を受ける日勤講師として在職した期間について、日を単位として計算</li> <li>○ 除算期間については、それぞれ定める割合を乗じて得た期間を除算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停職期間 10割</li> <li>・ 専従休職期間 10割</li> <li>・ 職務専念義務を免除された期間 10割 (非常災害による交通遮断等に該当する期間を除く)</li> <li>・ 病気休職等、刑事休職期間 5割</li> <li>・ 育児休業期間 5割</li> <li>・ 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間 教育長が別に定める割合</li> <li>・ 勤務時間の一部において、上記の事由により勤務しなかった期間 教育長が別に定める期間</li> </ul> </li> </ul>																				
<p><b>在職期間の通算</b> 第33条（新設） 第1項  第2項 第3項</p>	<p><b>【通算される者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の者から引き続き日勤講師となった場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校職員給与条例又は給与条例の適用を受けていた者</li> <li>・ 特に教育長が定める者</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【通算方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異なる任命権者に任用された期間は通算しない。</li> <li>○ 在職期間の算定は、教育長が別に定める場合を除き、前条の規定を準用</li> </ul>																				

<p><b>期末手当基礎額の意義</b></p> <p>第34条（新設）</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p>	<p><b>【期末手当基礎額】</b></p> <p>第一種報酬(超過勤務手当相当の報酬を除く。)の額（月額 194,400 円） （上記によらない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準日に労働者災害補償保険法等に基づき休業補償等を受けている者 当該者の第一種報酬（減額されている場合は減額後の額）に基づく期末手当基礎額</li> <li>○ 基準日に懲戒処分による減給期間中の者 減給後の第一種報酬に基づく期末手当基礎額</li> <li>○ 基準日に育児休業中の者 基準日における当該者が受けるべき第一種報酬に基づく期末手当基礎額</li> <li>○ 教育長が別に定める者 教育長が別に定める期末手当基礎額</li> </ul>
<p><b>期末手当の支給日</b></p> <p>第35条（新設）</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p>	<p><b>【期末手当の支給日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6月期：6月30日</li> <li>12月期：12月10日</li> <li>・ 支給日が土曜日又は日曜日のときは、直前の営業日</li> <li>・ 非常災害等により支給日に支給できない場合は、別に定める支給日</li> </ul>
<p><b>期末手当基礎額の端数計算</b></p> <p>第36条（新設）</p>	<p><b>【期末手当基礎額の端数処理】</b></p> <p>1円未満端数切捨て</p>
<p><b>派 遣</b></p> <p>第37条第3項</p> <p>第4項</p>	<p><b>【期末手当に関する規定の新設に伴う条ずれ】</b></p> <p>「第30条」→「第37条」</p> <p><b>【規則改正に伴う規定整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「勤務時間規則第30条第2項及び第3項」 →「勤務時間規則第30条第2項」</li> <li>○ 派遣日勤講師についての第32条第2項第3号の適用に係る読替え規定を整備</li> </ul>
<p><b>文 言 整 備</b></p> <p>第7条第3項・第4項</p> <p>第9条</p> <p>第38条</p>	<p><b>【文言整備】</b></p> <p>「地方公務員法」→「法」に読替え</p> <p><b>【期末手当に関する規定の新設に伴う条ずれ】</b></p> <p>「第31条」→「第38条」</p>
<p><b>施 行 期 日</b></p> <p>附則第1項</p>	<p>平成32年4月1日</p>
<p><b>施行に伴う措置</b></p> <p>附則第2項</p> <p>附則第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行日の前日に任用されていた日勤講師は、再度任用できる前年度に任用されていた者とみなし、再度任用の回数の上限は、教育長が別に定める。</li> <li>○ 改正前の規則による介護時間の取得の初日は改正後の規則による介護時間の取得の初日とみなす。</li> </ul>

## 24 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【協議】

給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>扶養手当に係る特 例措置</b> 附則第2条第1項 附則第3条第1項	<b>【文言整備】</b> 「条例附則第8項」 → 「条例附則第9項」
<b>施 行 期 日</b> 附則	平成32年4月1日

## 25 職員の給与に関する条例第10条第3項第1号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則の一部を改正する規則

給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>表</b>	<b>【公安職給料表の級統合に伴う文言整備】</b> 「8級」 → 「7級」 「7級」 → 「6級」
<b>施 行 期 日</b> 附則	平成31年4月1日

## 26 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

公安職給料表の級統合等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>行（一）4級等職 員及び行（一）5 級等職員</b> 第3条の2	<b>【公安職給料表の級統合に伴う文言整備】</b> 「8級又は7級」 → 「7級又は6級」 「9級」 → 「8級」
<b>在 職 期 間</b> 第4条第2項 第3項	<b>【除算制度の改正】</b> 在職期間の除算事由から病気休暇を削除 <b>【規定整備】</b> 上記改正に伴う文言整備



<b>施行期日</b> 附則	公布の日（平成 30 年 12 月 21 日予定） 公安職給料表に関する規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行 成績率に係る規定は平成 30 年 12 月 1 日から適用
-------------------	--

## 29 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「28」と同様の改正を行う（公安職給料表に関する規定を除く。）。

## 30 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>別表</b>  第1 第2	【給料表の改定に準じた支給月額の改定】 教育職給料表の引上げに伴う改定（1級～3級）  〔特別支援学校に勤務する教員〕  〔特別支援学級に勤務する教員〕
<b>施行期日</b> 附則	平成 31 年 4 月 1 日

## 31 特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程（警視庁）

給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>特地手当の月額</b> 別表第2	【公安職給料表の級統合に伴う規定整備】 新1級の算定基礎（給料の月額）の上限を現行2級の額に設定
<b>施行期日</b> 附則	平成 31 年 4 月 1 日

### Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正

#### 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

平成30年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容																				
<b>成績率の内容</b> 第3	<p>【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】</p> <p>○ 平成30年12月に支給する勤勉手当 (局長級)</p> <p>・ 勤勉月数 1.00月(現行) → 1.05月 (改正後)</p> <table border="1" data-bbox="513 654 935 1108"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>1.05超～1.2599月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>0.9765～1.05月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.924月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、<u>1.05月</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="989 654 1410 1108"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>1.00超～1.1999月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.9300～1.00月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.88月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.00月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※再任用については改正なし</p>	段階	成績率	上位	<u>1.05超～1.2599月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.9765～1.05月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.924月</u>	総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.05月</u>		段階	成績率	上位	1.00超～1.1999月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.9300～1.00月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.88月	総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.00月	
段階	成績率																				
上位	<u>1.05超～1.2599月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>0.9765～1.05月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>0.924月</u>																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.05月</u>																					
段階	成績率																				
上位	1.00超～1.1999月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	0.9300～1.00月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.88月																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.00月																					
<b>附 則</b>	平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。																				

## 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会）

平成30年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容																																					
<b>行（一）5級等職員の成績率の内容</b> 第4	<p>【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】</p> <p>○ 平成30年12月に支給する勤勉手当 （部長級）</p> <p>・勤勉月数 1.25月（現行） → 1.35月</p> <table border="1" data-bbox="478 616 1452 963"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.80月）</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.75月）</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>3</td> <td>50%</td> <td><u>1.2555月</u></td> <td>1.1625月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td><u>1.1880月</u></td> <td>1.1000月</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>							改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：1.80月）	支給の都度定める （上限：1.75月）	上位	4	20%	中位	3	50%	<u>1.2555月</u>	1.1625月	下位	2	20%	<u>1.1880月</u>	1.1000月	最下位	1	0月	0月		
			改正後	現 行																																		
段階	評価	配分	成績率	成績率																																		
最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：1.80月）	支給の都度定める （上限：1.75月）																																		
上位	4	20%																																				
中位	3	50%	<u>1.2555月</u>	1.1625月																																		
下位	2	20%	<u>1.1880月</u>	1.1000月																																		
最下位	1		0月	0月																																		
<b>行（一）4級等職員の成績率の内容</b> 第5	<p>（課長級）</p> <p>・勤勉月数 1.15月（現行） → 1.25月</p> <table border="1" data-bbox="478 1097 1452 1500"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="3">支給の都度定める （上限：2.00月）</td> <td rowspan="3">支給の都度定める （上限：1.80月）</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位(A)</td> <td rowspan="2">3</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>中位(B)</td> <td>40%</td> <td><u>1.1750月</u></td> <td>1.0810月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td><u>1.1125月</u></td> <td>1.0235月</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>							改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.00月）	支給の都度定める （上限：1.80月）	上位	4	20%	中位(A)	3	10%	中位(B)	40%	<u>1.1750月</u>	1.0810月	下位	2	20%	<u>1.1125月</u>	1.0235月	最下位	1	0月	0月
			改正後	現 行																																		
段階	評価	配分	成績率	成績率																																		
最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.00月）	支給の都度定める （上限：1.80月）																																		
上位	4	20%																																				
中位(A)	3	10%																																				
中位(B)		40%	<u>1.1750月</u>	1.0810月																																		
下位	2	20%	<u>1.1125月</u>	1.0235月																																		
最下位	1		0月	0月																																		
<b>行政系課長代理等職員の成績率の内容</b> 第6	<p>（課長代理級）</p> <p>・勤勉月数 0.95月（現行） → 1.05月</p> <table border="1" data-bbox="478 1646 1452 1993"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.65月）</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.50月）</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.9975月</u></td> <td>0.9025月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.9345月</u></td> <td>0.8455月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>1.0500月</u></td> <td>0.9500月</td> </tr> </tbody> </table>						改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	最上位	10%	支給の都度定める （上限：1.65月）	支給の都度定める （上限：1.50月）	上位	30%	中位	60%	<u>0.9975月</u>	0.9025月	下位	<u>0.9345月</u>	0.8455月	対象外		<u>1.0500月</u>	0.9500月									
		改正後	現 行																																			
段階	配分	成績率	成績率																																			
最上位	10%	支給の都度定める （上限：1.65月）	支給の都度定める （上限：1.50月）																																			
上位	30%																																					
中位	60%	<u>0.9975月</u>	0.9025月																																			
下位		<u>0.9345月</u>	0.8455月																																			
対象外		<u>1.0500月</u>	0.9500月																																			

<p><b>行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容</b></p> <p>第7</p>	<p>(主任級以下及び技能系)</p> <p>・勤勉月数 0.95 月 (現行) → 1.05 月</p> <table border="1" data-bbox="494 235 1433 562"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限：1.60月)</td> <td>支給の都度定める (上限：1.45月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>1.0080</u>月</td> <td>0.9120月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.9450</u>月</td> <td>0.8550月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>1.0500</u>月</td> <td>0.9500月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：1.60月)	支給の都度定める (上限：1.45月)	中位	60%	<u>1.0080</u> 月	0.9120月	下位	<u>0.9450</u> 月	0.8550月	対象外		<u>1.0500</u> 月	0.9500月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：1.60月)	支給の都度定める (上限：1.45月)																					
中位	60%	<u>1.0080</u> 月	0.9120月																					
下位		<u>0.9450</u> 月	0.8550月																					
対象外		<u>1.0500</u> 月	0.9500月																					
<p><b>再任用管理職員の成績率の内容</b></p> <p>第8</p>	<p>(再任用管理職員)</p> <p>・勤勉月数 0.55 月 (現行) → 0.6 月</p> <table border="1" data-bbox="494 707 1425 965"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> <td>支給の都度定める (上限：0.85月)</td> <td>支給の都度定める (上限：0.85月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">70%</td> <td><u>0.5640</u>月</td> <td>0.5170月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.5340</u>月</td> <td>0.4895月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	30%	支給の都度定める (上限：0.85月)	支給の都度定める (上限：0.85月)	中位	70%	<u>0.5640</u> 月	0.5170月	下位	<u>0.5340</u> 月	0.4895月				
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	30%	支給の都度定める (上限：0.85月)	支給の都度定める (上限：0.85月)																					
中位	70%	<u>0.5640</u> 月	0.5170月																					
下位		<u>0.5340</u> 月	0.4895月																					
<p><b>再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容</b></p> <p>第9</p>	<p>(再任用課長代理級)</p> <p>・勤勉月数 0.45 月 (現行) → 0.5 月</p> <table border="1" data-bbox="494 1126 1425 1424"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限：0.60月)</td> <td>支給の都度定める (上限：0.55月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.4750</u>月</td> <td>0.4275月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4450</u>月</td> <td>0.4005月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.5000</u>月</td> <td>0.4500月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：0.60月)	支給の都度定める (上限：0.55月)	中位	60%	<u>0.4750</u> 月	0.4275月	下位	<u>0.4450</u> 月	0.4005月	対象外		<u>0.5000</u> 月	0.4500月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：0.60月)	支給の都度定める (上限：0.55月)																					
中位	60%	<u>0.4750</u> 月	0.4275月																					
下位		<u>0.4450</u> 月	0.4005月																					
対象外		<u>0.5000</u> 月	0.4500月																					
<p><b>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容</b></p> <p>第10</p>	<p>(再任用主任級以下及び技能系)</p> <p>・勤勉月数 0.45 月 (現行) → 0.5 月</p> <table border="1" data-bbox="499 1579 1425 1877"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限：0.60月)</td> <td>支給の都度定める (上限：0.55月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.4800</u>月</td> <td>0.4320月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4500</u>月</td> <td>0.4050月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.5000</u>月</td> <td>0.4500月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：0.60月)	支給の都度定める (上限：0.55月)	中位	60%	<u>0.4800</u> 月	0.4320月	下位	<u>0.4500</u> 月	0.4050月	対象外		<u>0.5000</u> 月	0.4500月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：0.60月)	支給の都度定める (上限：0.55月)																					
中位	60%	<u>0.4800</u> 月	0.4320月																					
下位		<u>0.4500</u> 月	0.4050月																					
対象外		<u>0.5000</u> 月	0.4500月																					
<p><b>附 則</b></p>	<p>平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。</p>																							

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

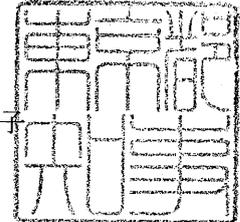
30 総人制第 606 号  
平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿



東京都知事

小池 百合子



非常勤職員に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）及び非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）[非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例] に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

- (1) 一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 7 号）
- (2) 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

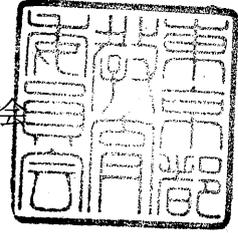


30教総総第1812号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都教育委員会



東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部改正  
について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

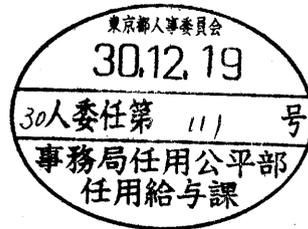
#### 記

- 1 改正する規則  
東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第4号）
- 2 改正の理由  
会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文  
別添のとおり

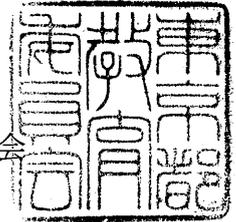


30 教人職第 2142 号  
平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿



東京都教育委員会



東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第 5 号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

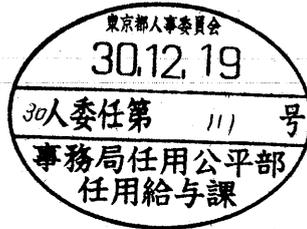
別添のとおり



30議総第895号

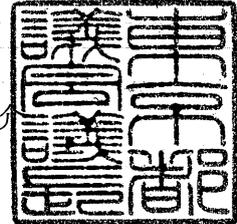
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都議会議長

尾崎 大介



一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年東京都議会議長訓令第4号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文等

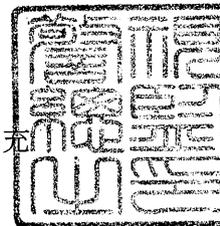
別添のとおり

監. 警. 人1. 企第5716号

平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

警視総監 三 浦 正 充



非常勤職員に関する規程の一部改正について（申請）

みだしのことについては、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定）及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

- (1) 警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）
- (2) 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり





30人職第1061号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁  
消防総監 村上 研



非常勤職員に関する規程の一部改正について (申請)

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第15号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添えのとおり

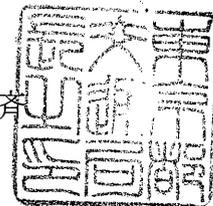




30 交職第 1634 号  
平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都交通局長  
山手 齊



非常勤職員に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規程  
東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成 27 年東京都交通局規程第 3 号）
- 2 改正の理由  
会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文  
別添のとおり

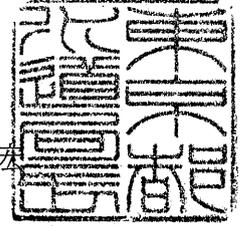




30水職人第830号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京都水道局長  
中 嶋 正 夫



東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年東京都水道局管理規程第3号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

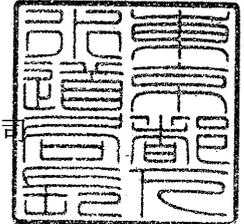




30 下職人第 9 9 7 号  
平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都公営企業管理者  
下水道局長 小山 哲司



東京都下水道局一般職非常勤職員に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程  
（平成 27 年東京都下水道局管理規程第 3 号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり



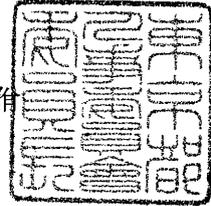


30人委総第919号

平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会  
委員長 青山 伸



非常勤職員に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都人事委員会処務規則（昭和51年東京都人事委員会規則第6号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり



30 監総第 801 号

平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員

友 渕 宗 治



非常勤職員に関する規程の改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京都監査事務局処務規程

（昭和 56 年東京都監査委員訓令第 2 号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり



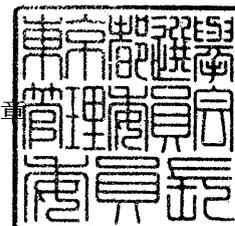


30 選 総 第 903 号

平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会  
委員長 宮崎 章



非常勤職員に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正後の職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京都選挙管理委員会事務局処務規程（昭和 44 年東京都選挙管理委員会訓令甲第 1 号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

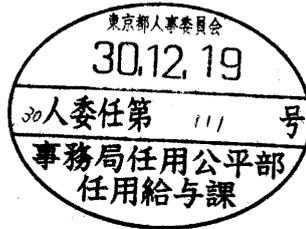




30 総人職第 926 号

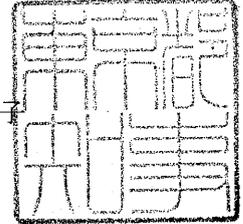
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都知事

小池 百合子



職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第16条等に基づき、承認方申請します。

#### 記

#### 1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都規則第55号）

#### 2 改正の理由

平成31年1月から慶弔休暇（結婚休暇）の取得方法を見直すこと等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

#### 3 改正案文

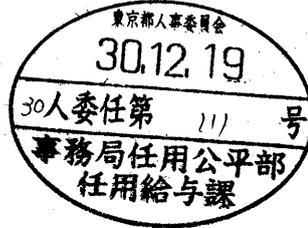
別添のとおり



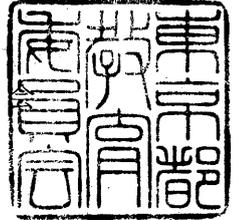
30教人勤第221号

平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都教育委員



学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第17条等に基づき、承認方申請します。

#### 記

#### 1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都教育委員会規則第5号）

#### 2 改正の理由

平成31年1月から慶弔休暇（結婚休暇）の取得方法を見直すこと等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

#### 3 改正案文

別添のとおり



30 総人職第 927 号

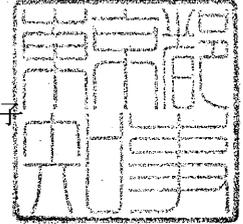
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都知事

小池百合子



一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成27年東京都規則第4号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

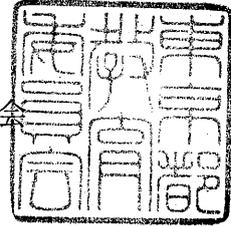


30教総総第1814号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都教育委員会



東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認方申請します。

#### 記

#### 1 改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第8号）

#### 2 改正の理由

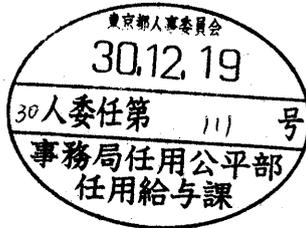
会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

#### 3 改正案文

別添のとおり

30 教人職第 2143 号  
平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿



東京都教育委員会



東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の  
一部を改正する規則の制定について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）に基づき、承認方申請します。

#### 記

1 改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第 9 号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

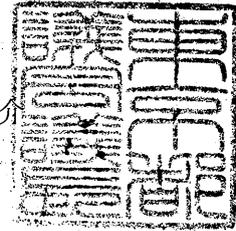
30 議 総 第 902 号  
平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿



東京都議会議長

尾崎 大介



東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の  
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条第 2 項に基づき、承認方申請します。

#### 記

#### 1 改正する規程

東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年東京都議会議長訓令第 5 号）

#### 2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

#### 3 改正案文等

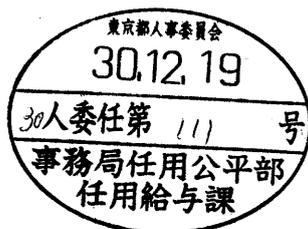
別添のとおり



30人職第1062号

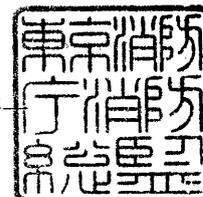
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京消防庁

消防総監 村上 研一



東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

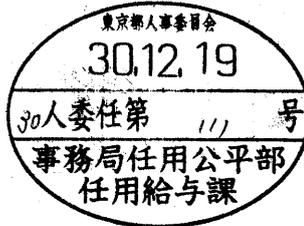
別添えのとおり



30 総人職第 924 号

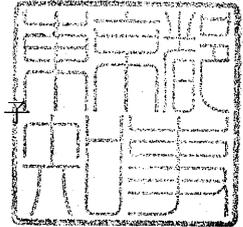
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都知事

小池 百合子



職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、下記のとおり改正する必要があるため、職員の育児休業等に関する条例（平成4年東京都条例第10号）第17条等に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

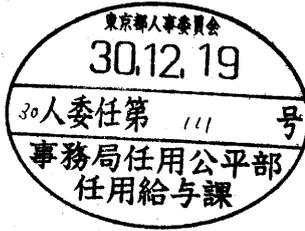
職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年東京都規則第35号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

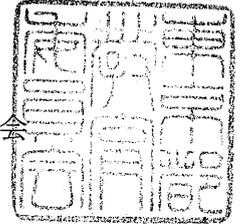


30教人勤第225号

平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第13条の2等の規定に基づき、承認方申請します。

#### 記

1 改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）

2 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

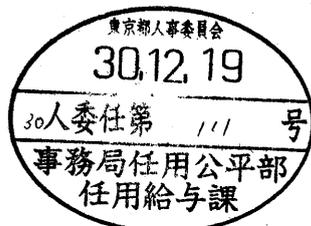
別添のとおり



30 総人制第 609 号

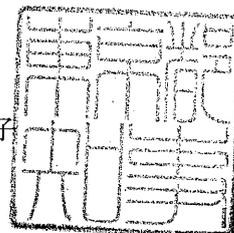
平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿



東京都知事

小池 百合子



給与関係規則の一部改正について（協議及び申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正等に伴い、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例第 23 条の規定に基づき協議をするとともに、同条例第 10 条第 3 項、第 21 条第 5 項及び第 21 条の 2 第 4 項に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

- (1) 職員の期末手当に関する規則（昭和 43 年東京都規則第 120 号）
- (2) 職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）
- (3) 職員の給与に関する条例第 10 条第 3 項第 1 号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則（平成 29 年東京都規則第 11 号）
- (4) 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 29 年東京都規則第 129 号）

2 改正理由

給与条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正文

別添のとおり

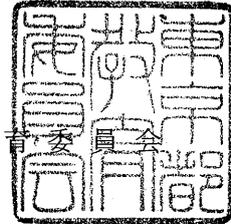


30教人勤第215号

平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



学校職員の給料の調整額に関する規則の改正等について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、別紙のとおり諸規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第11条第2項等の規定に基づき承認方申請します。

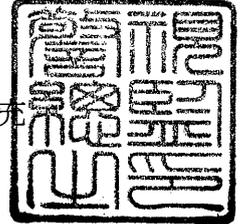
名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第11条第2項	承認 申請
学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条第5項	承認 申請
学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の2第2項	承認 申請



監. 警. 給. 審第 5635 号  
平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監  
三 浦 正 邦



給与関係訓令の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正に伴い、下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、給与条例第 13 条の 2 第 3 項の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する訓令

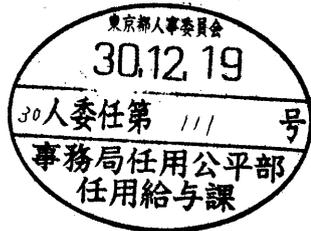
特地勤務手当等支給規程（昭和 6 2 年 4 月 1 日警視庁訓令甲第 8 号）

2 改正の理由

給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

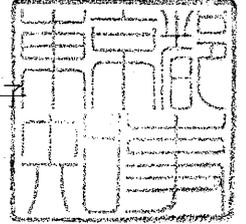




30総人人第1416号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）【別紙】

2 適用年月日

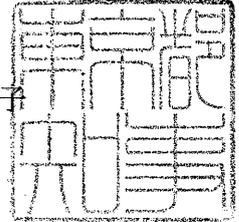
平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。



30 総人制第 611 号  
平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙】

2 適用年月日

平成 30 年 12 月 21 日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

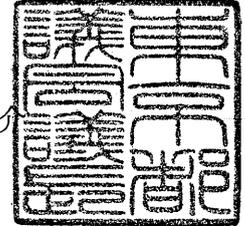


30 議 総 第 900 号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都議会議長  
尾崎 大 介



人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正については、平成30年12月19日付30総人制第611号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

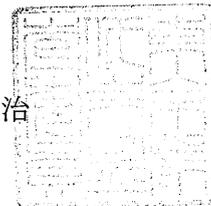
- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について (平成15年3月25日付14人委任第216号承認)

30監総第765号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都代表監査委員  
友 渕 宗 治



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、平成30年12月19日付30総人制第611号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

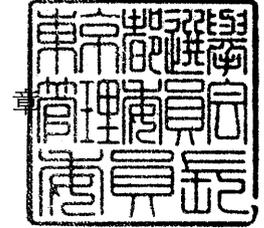
- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）



30選総第869号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会委員長  
宮崎

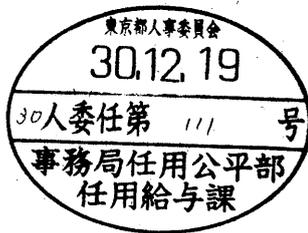


人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、平成30年12月19日付30総人制第611号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）



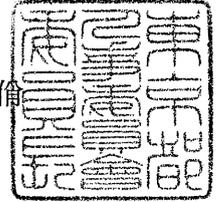


30人委総第910号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿



東京都人事委員会  
委員長 青山 倫



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、平成30年12月19日付30総人制第611号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

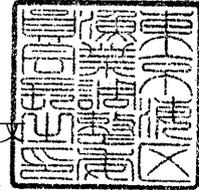
- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）



30東京漁調第 86 号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、平成30年12月19日付30総人制第611号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成16年11月24日付16人委任第114号承認）



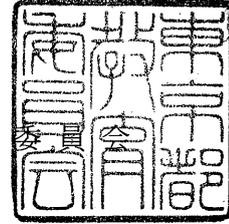


30教人勤第227号

平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京都教育



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項及び改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号）第3条の4第1項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

(1) 成績率の運用に関する要綱

（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）【別紙1】

(2) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱

（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙2】

2 適用年月日

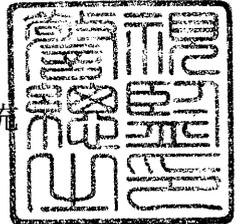
平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。



監. 警. 給. 審第 5636 号  
平成 30 年 12 月 19 日

東京都人事委員会 殿

警視總監  
三 浦 正 充



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認）【別紙】

2 適用年月日

平成 30 年 12 月 21 日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。





30人職第988号  
平成30年12月19日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁  
消防総監 村上 研一



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する人事委員会承認事項

東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）（別紙）

2 適用年月日

平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

